

令和4年度決算に基づく

健全化判断比率

資金不足比率

説明資料



結城市 企画財務部 財政課

目次

I 健全化判断比率及び資金不足比率の概要	3
1 概要	3
2 対象会計	3
II 令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果	5
◎算定結果	5
◆実質赤字比率	6
◆連結実質赤字比率	7
◆実質公債費比率	8
◆将来負担比率	10
◇資金不足比率	12

I 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

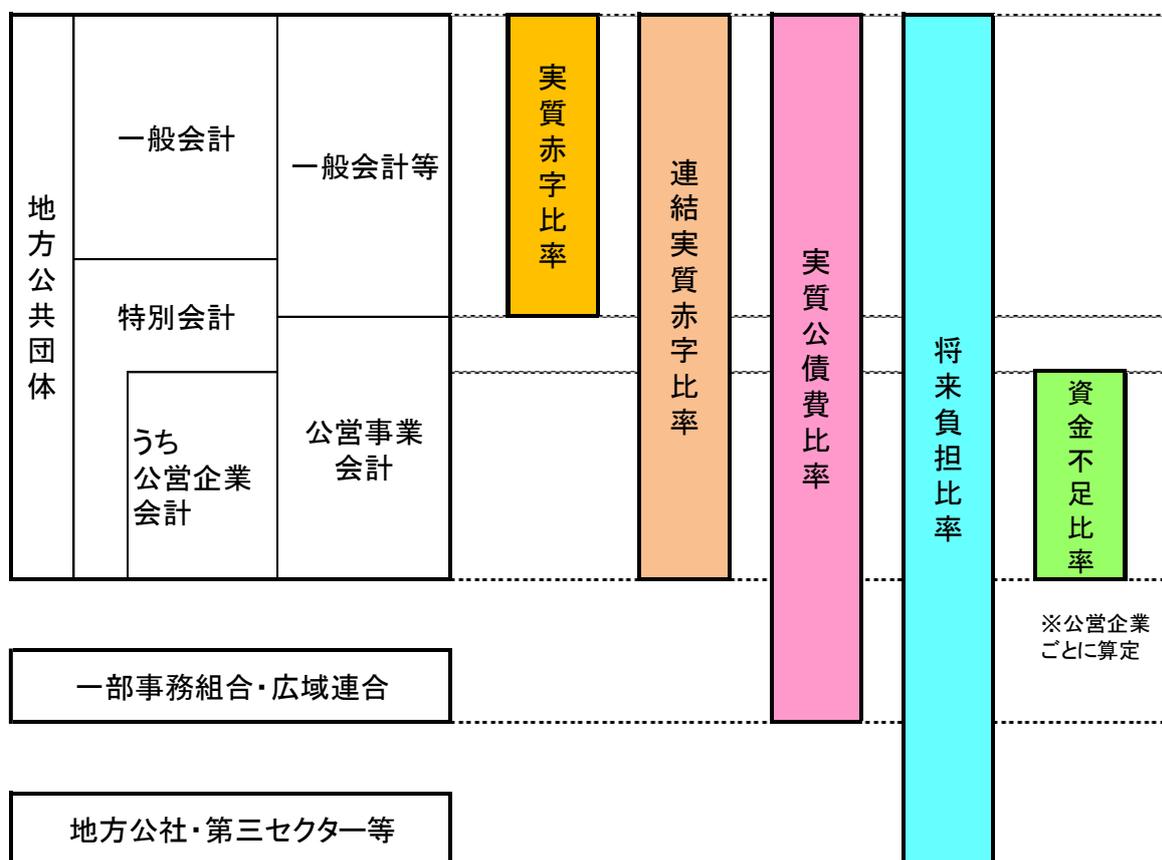
1 概要

平成 19 年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年 6 月 22 日公布)において、地方公共団体の財政の健全性を示すものとして定められた指標が、健全化判断比率と資金不足比率(2つを総称して「健全化判断比率等」という。)になります。

健全化判断比率には、「①実質赤字比率」「②連結実質赤字比率」「③実質公債費比率」「④将来負担比率」の4つの指標があり、資金不足比率とあわせて、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないとされています。

2 対象会計

総務省で示している対象会計は、次の図のとおりです。



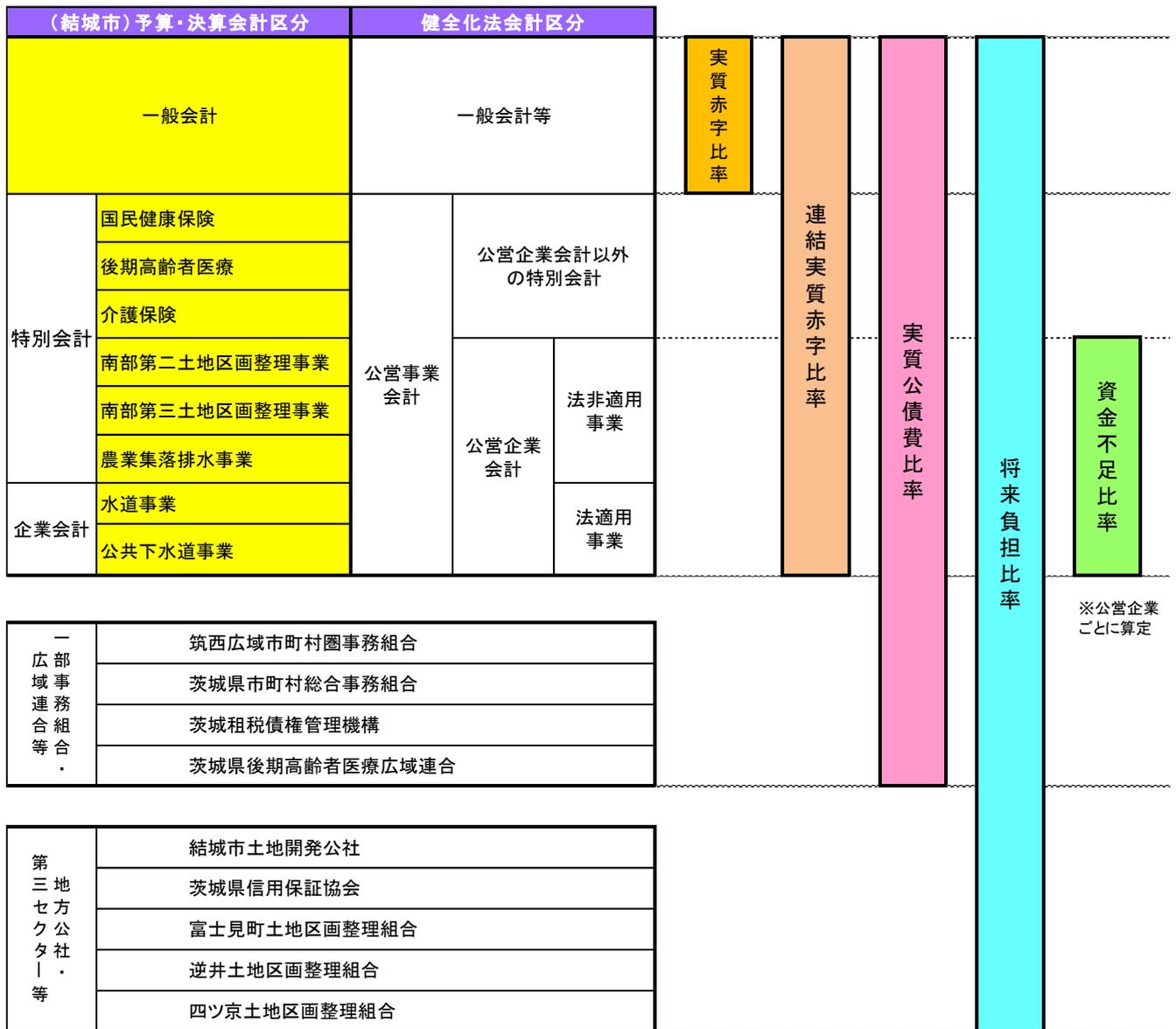
※ 健全化判断比率のうちいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合には「財政健全化計画」を定めることとなります。

※ 再生判断比率(健全化判断比率①～③)のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合には「財政再生計画」を定めることとなります。

※ 資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合には「経営健全化計画」を定めることとなります。

(★指標の公表は平成 19 年度決算から、財政健全化計画策定の義務付け等は平成 20 年度決算から適用)

総務省で示した対象会計を結城市の会計に置き換えると、次の図のようになります。



※ 実質公債費比率は、公営事業会計のほか、一部事務組合等が負担する公債費を含めた額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とします。

※ 将来負担比率は、公営事業会計や一部事務組合等のほか、土地開発公社や土地区画整理組合等を含めた将来負担すべき額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とします。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、結城市では5つの会計が対象となります。

II 令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果

◎算定結果

(単位：%)

		4年度	3年度	早期健全化基準 (経営健全化基準)	財政再生基準
実質赤字比率		— (11.73)※ ¹	— (14.13)※ ¹	13.17 ※ ³	20.00
連結実質赤字比率		— (29.51)※ ²	— (31.50)※ ²	18.17 ※ ³	30.00
実質公債費比率		7.0	6.9	25.0	35.0
将来負担比率		33.8	39.9	350.0	
資金不足比率	南部第二	—	—	(20.0)	
	南部第三	—	—		
	農業集落排水	—	—		
	水道	—	—		
	公共下水道	—	—		

※¹ 実質赤字比率は算定されなかったため、「—」で表示し、実質収支額の黒字の比率を括弧書きで示しています。

※² 連結実質赤字比率は算定されなかったため、「—」で表示し、実質収支額(黒字)と資金剰余額の合計の比率を括弧書きで示しています。

※³ 実質赤字比率と連結実質赤字比率における早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模により値が異なります。

■すべての指標の分母となる「標準財政規模」とは

地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、健全化判断比率4指標の分母に用いる重要な数値です。

標準財政規模は、「標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められ、標準的に収入し得る「経常一般財源」の大きさのことをいいます。

(単位：千円)

結城市の標準財政規模		4年度	3年度	増減額
		11,108,524	11,364,368	△ 255,844
内訳	標準税収入額等	8,048,608	7,707,741	340,867
	普通交付税額	2,807,259	2,760,575	46,684
	臨時財政対策債発行可能額	252,657	896,052	△ 643,395

◆実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を把握するのが「実質赤字比率」です。

一般会計等（結城市では一般会計のみ）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の標準的な規模を表す標準財政規模で除して比率を求めます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$



令和4年度の実質赤字比率

一般会計等の実質収支が黒字であったため、算定されませんでした。

実質収支額（黒字額）

（単位：千円）

会計名	4年度	3年度	増減額
一般会計	1,304,132	1,606,662	△ 302,530
一般会計等 計	1,304,132	1,606,662	△ 302,530

※実質収支＝歳入総額－歳出総額－翌年度へ繰り越すべき財源

☆参考までに、黒字額の比率を求めてみると・・・

$$\text{実質収支額（黒字額）の比率} = \frac{1,304,132}{11,108,524} = 11.73\%$$

標準財政規模に対する実質収支の黒字額の比率は、令和3年度決算の 14.13%から 2.40 ポイント減少し、11.73%となりました。

これは、一般会計の実質収支額が、令和3年度決算の 1,606,662 千円に対して、令和4年度決算では 302,530 千円減の 1,304,132 千円となったことが主な要因です。

◆連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で除して指標化し、地方公共団体全体として見た収支における資金不足の深刻度を把握するのが「連結実質赤字比率」です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計・特別会計・企業会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$



令和4年度の連結実質赤字比率

すべての会計において、実質収支が赤字の会計及び資金不足が生じた会計はなかったため、算定されませんでした。

実質収支額(黒字額)及び資金剰余額

(単位:千円)

会計名	4年度	3年度	増減額
一般会計	1,304,132	1,606,662	△ 302,530
国民健康保険	31,859	217,799	△ 185,940
介護保険	141,877	94,542	47,335
後期高齢者医療	1,575	1,798	△ 223
南部第二土地区画整理事業	81,610	84,031	△ 2,421
南部第三土地区画整理事業	39,368	40,000	△ 632
農業集落排水事業	1	1	0
水道事業	1,582,566	1,435,977	146,589
公共下水道事業	96,040	99,623	△ 3,583
全会計計	3,279,028	3,580,433	△ 301,405

※一般会計から後期高齢者医療までは実質収支額、南部第二土地区画整理事業以下は資金剰余額で表示。

☆参考までに、黒字額及び資金剰余額の比率を求めてみると...

$$\frac{\text{実質収支額(黒字額)及び資金剰余額の合計の比率}}{\text{資金剰余額の合計の比率}} = \frac{3,279,028}{11,108,524} = 29.51\%$$

標準財政規模に対する実質収支額(黒字額)及び資金剰余額の合計の比率は、令和3年度決算の31.50%から1.99ポイント減少し、29.51%となりました。

これは、一般会計の実質収支が302,530千円減少したことのほか、国民健康保険特別会計が185,940千円の減、公共下水道事業会計が3,583千円の減となったことが主な要因であり、すべての会計では301,405千円の減となっています。

◆実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準ずる経費を、その団体の標準財政規模で除したもの(但し、分子・分母双方から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(普通交付税算入額)を差し引く)の3カ年の平均値で指標化し、資金繰りの危険度を示す指標です。

$$\text{実質公債費比率 (各年度)} = \frac{\text{公債費及び公債費に準ずる額} - \text{特定財源} - \text{普通交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税算入額}}$$

※特定財源とは、公債費に充当した貸付金元利収入や公営住宅使用料、都市計画税等をいいます。

※普通交付税算入額とは、
 ・事業費補正により基準財政需要額算入された公債費
 ・災害復旧費等(公債費)に係る基準財政需要額
 ・密度補正により基準財政需要額に算入された公債費
 をいいます。

分子の計算

(単位:千円)

項目	2年度	3年度	4年度	3年度→4年度 増減
①公債費の元利償還金の額	1,377,945	1,436,230	1,473,933	37,703
②積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0	0
③満期一括償還の元金償還金	0	0	0	0
④公営企業の公債費に要する繰入金	541,853	558,109	575,358	17,249
⑤一部事務組合等の公債費負担金等	90,114	79,883	98,463	18,580
⑥公債費に準ずる債務負担行為	117,582	116,802	116,802	0
⑦一時借入金利子	0	0	0	0
公債費等額(①~⑦の計)A	2,127,494	2,191,024	2,264,556	73,532
⑧特定財源	300,137	308,237	286,044	△ 22,193
⑨普通交付税算入額	1,194,857	1,192,155	1,193,637	1,482
分子 計(A-⑧-⑨)	632,500	690,632	784,875	94,243

分母の計算

(単位:千円)

項目	2年度	3年度	4年度	3年度→4年度 増減
⑩標準財政規模	10,833,982	11,364,368	11,108,524	△ 255,844
⑨普通交付税算入額	1,194,857	1,192,155	1,193,637	1,482
分母 計(⑩-⑨)	9,639,125	10,172,213	9,914,887	△ 257,326

○左の表を算定式にあてはめると、

単年度比率

$$\begin{aligned}
 \text{2年度} &= \frac{632,500}{9,639,125} = 6.56180 \% \\
 \text{3年度} &= \frac{690,632}{10,172,213} = 6.78940 \% \\
 \text{4年度} &= \frac{784,875}{9,914,887} = 7.91613 \%
 \end{aligned}$$



令和4年度の実質公債費比率(3カ年平均) = 7.0%

○前年度比較

3年度	単年度比率		4年度
6.9%	元年度	7.42666	7.0%
	2年度	6.56180	
	3年度	6.78940	
4年度	7.91613		

令和4年度決算では、令和3年度の6.9%に対し0.1ポイント増の7.0%となりました。
 また、単年度の比率は、令和3年度の単年度比率に対して約1.1ポイントの増となっています。
 単年度の比率が、令和3年度と比較して増となった主な項目は次のとおりです。

(分子: +94,243 千円)

- 公債費の元利償還金の額が37,703千円の増
- 一部事務組合等の公債費負担金等の額が18,580千円の増
- 公営企業の公債費に要する繰入金の額が17,249千円の増

(分母: △257,326 千円)

- 臨時財政対策債発行可能額の減により、標準財政規模が255,844千円の減

以上のように、分子の増加、分母の減少により、単年度比率では約1.1ポイントの増加となっています。
 また、過去のピーク時である平成20年度の17.3%と比較すると、10.3ポイント減少しています。

◆将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)から、この負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準財政規模で除したもの(但し、分子・分母双方から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額(普通交付税算入額)を差し引く)で指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

なお、将来負担額には、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計の公債費に対する繰入見込額、退職手当負担見込額、加入している一部事務組合の債務に対する負担見込額等が含まれます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{普通交付税算入額 D}}$$

※普通交付税算入額Dは、実質公債費比率で求めた数値を用います。

分子の計算

(単位:千円)

項目	4年度	3年度	増減額
①地方債の現在高	16,122,055	16,733,982	△ 611,927
②債務負担行為に基づく支出予定額	142,101	258,902	△ 116,801
③公営企業債等繰入見込額	4,739,767	5,058,146	△ 318,379
④組合等負担等見込額	1,126,931	645,994	480,937
⑤退職手当負担見込額	2,564,891	2,601,871	△ 36,980
⑥設立法人の負債額等負担見込額	0	487	△ 487
⑦連結実質赤字額	0	0	0
⑧組合等実質赤字負担見込額	0	0	0
将来負担額 A(①~⑧の計)	24,695,745	25,299,382	△ 603,637
⑨充当可能基金	5,863,192	5,243,625	619,567
⑩充当可能特定歳入	2,188,924	2,283,265	△ 94,341
⑪基準財政需要額算入見込額	13,289,246	13,710,392	△ 421,146
充当可能財源等 B(⑨~⑪の計)	21,341,362	21,237,282	104,080
分子 計(A-B)	3,354,383	4,062,100	△ 707,717

分母の計算

(単位:千円)

項目	4年度	3年度	増減額
⑫標準財政規模 C	11,108,524	11,364,368	△ 255,844
⑬普通交付税算入額 D	1,193,637	1,192,155	1,482
分母 計(C-D)	9,914,887	10,172,213	△ 257,326

○左の表を算定式にあてはめると、

$$\text{将来負担比率} = \frac{A \ 24,695,745 - B \ 21,341,362}{C \ 11,108,524 - D \ 1,193,637} = \frac{3,354,383}{9,914,887} = 33.8 \%$$



令和4年度の将来負担比率 = 33.8%

○前年度比較

$$\text{(3年度)} = \frac{A \ 25,299,382 - B \ 21,237,282}{C \ 11,364,368 - D \ 1,192,155} = \frac{4,062,100}{10,172,213} = 39.9 \%$$

令和4年度決算では、令和3年度の39.9%に対し6.1ポイント減の33.8%となりました。
各算定項目における主な増減と影響は次のとおりです。

(分子: △707,717 千円)

■地方債現在高

臨時財政対策債の減等により611,927千円の減

■債務負担行為に基づく支出予定額

土地区画整理組合借入金償還費助成金の減等により116,801千円の減

■公営企業債等繰入見込額

公営企業地方債現在高の減により318,379千円の減

■充当可能基金

学校建設事業基金及び財政調整基金残高の増により619,567千円の増

(分母: △257,326 千円)

■標準財政規模

臨時財政対策債発行可能額の減により、標準財政規模が255,844千円の減

■普通交付税算入額(控除項目)

臨時財政対策債算入額等の増により1,482千円の増

以上のように、臨時財政対策債発行可能額の減により分母が減少したものの、将来負担額の減少及び充当可能財源の増により分子も減少し、分母の減少幅を上回ったことにより、比率は6.1ポイントの減少となっています。

また、過去のピーク時である平成19年度の124.1%と比較すると、90.3ポイント減少しています。

◇資金不足比率

公営企業会計の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが、「資金不足比率」です。

$$\text{資金不足比率(公営企業会計ごと)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(資金不足額)

- ・法適用企業：(流動負債＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高－流動資産)
－解消可能資金不足額
- ・法非適用企業：(繰上充用額＋支払繰延・事業繰越額＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高)－解消可能資金不足額

(事業規模)

- ・法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額



令和4年度の資金不足比率

すべての公営企業会計において、資金不足額は生じなかったため、算定されませんでした。

○参考として、資金剰余額を公営企業会計ごとに表示。

資金剰余額

(単位：千円)

会計名	4年度	3年度	増減額
南部第二土地区画整理事業	81,610	84,031	△ 2,421
南部第三土地区画整理事業	39,368	40,000	△ 632
農業集落排水事業	1	1	0
水道事業	1,582,566	1,435,977	146,589
公共下水道事業	96,040	99,623	△ 3,583

※資金剰余額は、「連結実質赤字比率」の算定にも用います。

※水道事業及び公共下水道事業は「法適用企業」、それ以外は「法非適用企業」です。